

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程

新潟県企業局行政文書管理規程（令和2年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(起案用紙)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取扱上及び施行上の注意欄は、必要に応じて次に掲げる区分により、当該部分を円で囲むこと。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(公印及び契印)</p> <p>第32条 施行する文書は、次に掲げるものを除き、公印を省略するものとする。</p> <p>(1) <u>法令等の規定により公印を押すこととされている文書</u></p> <p>(2) <u>県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書</u></p> <p>(3) <u>事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、公印を押すべき特別の事情があると認められる文書</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>(起案用紙)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取扱上及び施行上の注意欄は、必要に応じて次に掲げる区分により、当該部分を円で囲むこと。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>公印を省略するもの</u> <u>公印省略</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(公印及び契印)</p> <p>第32条 施行する文書は、<u>県報に登載するものを除き、新潟県企業局公印規程（昭和32年7月新潟県電気事業訓令第1号）に定めるところにより、公印を押さなければならない。ただし、次に掲げるものは公印を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>県の機関に発する文書（許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書を除く。）</u></p> <p>(2) <u>県の機関以外に発する文書のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>往復文（法令等により押印を要するとされているものその他特に重要なものを除く。）</u></p> <p>イ 書簡文</p> <p>ウ 挨拶文</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。